

デジタル技術・機器導入支援事業費補助金交付要綱

〔令和 7 年 4 月 1 日〕
〔島根県市町村振興協会要綱第 2 2 号〕

(趣旨)

第 1 条 デジタル技術・機器導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、県内市町村等（以下「市町村」という）における行政のデジタル化を促進し、もって住民サービスの向上、業務の効率化を図ることを目的として、市町村のデジタル技術・機器の導入に要する経費について予算の範囲内において補助する。

(補助対象経費等)

第 2 条 補助金の対象とする経費、補助率及び補助対象事業者については、次のとおりとする。

(1) デジタル技術・機器導入支援

ア 補助対象事業者

- ① 市町村
- ② 島根県市長会及び島根県町村会

イ 補助対象経費

① デジタル技術導入支援

- ・デジタルサービス・アプリケーション／業務システム、カスタムソフト開発等
- ・教育およびトレーニング／ITスキル向上研修、デジタルリテラシープログラム等

② デジタル機器導入支援

- ・ITインフラ整備／ネットワーク機器、サーバー及びストレージ機器、デバイス等
- ・施設および機器／ネットワーク工事費、施設改修工事費、設置費用等

ウ 補助率

補助対象経費の 10 分の 10 以内

ただし、補助金額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

エ 補助金上限額

1 市町村（団体）当たり 年額 1, 0 0 0 千円以内

ただし、令和 7 年度から令和 9 年度の間で最大 3, 0 0 0 千円までを一括申請することができる。

(2) デジタル新技術及び機器の実証試験支援

ア 補助対象事業者

市町村

イ 補助対象経費

① デジタル新技術の試験的導入

・ノーコードツールの活用、AI-OCR、オープン型生成AI、閉域SIM、VR/AR、メタバース、都市OS、データ利活用 等

② デジタル機器の試験的導入

・ブックスキャナー、高速スキャン、電子黒板、スマートデスク 等

③ 実証結果の検証

試験的導入の実証結果を分析し、報告書にとりまとめるに係る経費

ウ 補助率

補助対象経費の10分の10以内

ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

エ 補助金上限額

1市町村当たり 1,500千円以内

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)を理事長が別に定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 理事長は、前条の規定に基づき補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の変更交付申請)

第5条 補助対象事業者は、次のいずれかに該当するときは、補助金変更交付申請書(別記様式第2号)を理事長に提出しなければならない。

(1) 交付金対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ 事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(2) 交付金対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(3) 交付金対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(補助金の変更交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定に基づき補助金の変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の概算払い)

第7条 補助対象事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記様式第3号)を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項に規定する補助金概算払請求書が提出され、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに概算交付するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書(別記様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 理事長は、前条に規定する補助金の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第10条 理事長は前条に規定する補助金の確定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、第10条第2項により概算払を行った場合には、過不足を精算するものとする。

(帳簿等の整備)

第11条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度デジタル技術・機器導入支援事業費補助金交付申請書

このことについて、デジタル技術・機器導入支援事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり交付されたく申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

(1) デジタル技術・機器導入支援

単位：円

導入するシステム等	事業費	補助金	備考
小 計			

注1 備考欄にシステム等の利用目的を記載すること。

注2 積算根拠となる見積書等を添付すること。

(2) デジタル新技術および機器の実証支援

単位：円

導入するシステム等	事業費	補助金	備考

注1 別紙実証試験計画書を添付すること。

注2 積算根拠となる見積書等を添付すること。

2 申請担当課名等

部 課 名	担当者名
連絡先（直通）TEL（ ）	FAX（ ）
E-mail:	

様式第1号その2（第3条、8条関係）

令和 年度デジタル新技術および機器の実証試験実施計画書（実績報告書）

単位：円

導入するシステム名	
1. 導入の目的	※ 現状と課題、導入目的を記載
2. 期待される効果（事業の成果）	
3. 実証試験の内容	<p>【導入する技術・機器】</p> <p>【実証試験の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 ・庁内での実証の方法 ・効果検証の方法 等を記載する。 <p>※スペースが足りない場合は、参考となる別様を添付してください。</p>
4. 県内での導入状況（県内市町村との共有方法）	
5. 事業費	<p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: center;">〔 財源内訳 市町村振興協会補助金 円 〕</p> <p style="text-align: center;">市町村費 円</p>

- 注1 この様式は、事業計画書及び実績報告書に添付すること。
- 注2 交付決定（変更交付決定）時点の金額を（ ）で記載すること。
- 注3 実施計画書には、メーカーの証明書、市町村調査結果など県内で導入されていない技術または機器であることを証する書面を添付すること。
- 注4 実績報告書には、「実証試験分析結果報告書」を添付すること。

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度デジタル技術・機器導入支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度デジタル技術・機器導入支援事業費補助金について、デジタル技術・機器導入支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

1 補助金変更交付申請額 円

(1) デジタル技術・機器導入支援 単位：円

導入するシステム等	事業費		交付金	
	変更前	変更後	変更前	変更後
合 計				

注1 備考欄にシステム等の利用目的を記載すること。（変更部分のみ）

注2 積算根拠となる見積書等を添付すること。（変更部分のみ）

(2) デジタル新技術および機器の実証支援 単位：円

導入するシステム等	事業費		交付金	
	変更前	変更後	変更前	変更後

注1 別紙実証試験計画書を添付すること。

注2 積算根拠となる見積書等を添付すること。（変更部分のみ）

2 変更内容及び理由

(1) 変更内容
(2) 変更理由

3 申請担当課名等

部 課 名	担当者名
連絡先（直通）TEL（ ）	FAX（ ）
E-mail:	

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度デジタル技術・機器導入支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度デジタル技術・機器導入支援事業費補助金について、デジタル技術・機器導入支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり概算払いされたく請求します。

記

1 補助金概算払請求額 金 円

2 補助金交付決定及び交付の状況

交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
差引残額 (A) - (B) - (C)	円

3 概算払請求の理由

4 事業完了予定日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度デジタル技術・機器導入支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度デジタル技術・機器導入支援事業費補助金について、デジタル技術・機器導入支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助金実績額 円

2. 事業実績

(1) デジタル技術・機器導入支援

単位：円

導入したシステム等	事業費	補助金	備考
小 計			

注1 交付決定（変更交付決定）時点の金額を（ ）で記載すること。

注2 備考欄に交付決定時点と変更となった理由を記載すること。

注3 積算根拠となる資料（請求書等）を添付すること。

(2) デジタル新技術および機器の実証支援

単位：円

導入したシステム等	事業費	補助金	備考

注1 交付決定（変更交付決定）時点の金額を（ ）で記載すること。

注2 備考欄に交付決定時点と変更となった理由を記載すること。

注3 別紙実証試験実績報告書を添付すること。

注4 積算根拠となる資料（請求書等）を添付すること。